

## 事例 14

# 虐待認定後の養護者支援におけるケース

虐待の種類 ○身体的虐待 ○心理的虐待

関係機関 ○市町村 ○デイサービス ○養護老人ホーム ○弁護士

## 1 ケースの概要

### 本人の状況

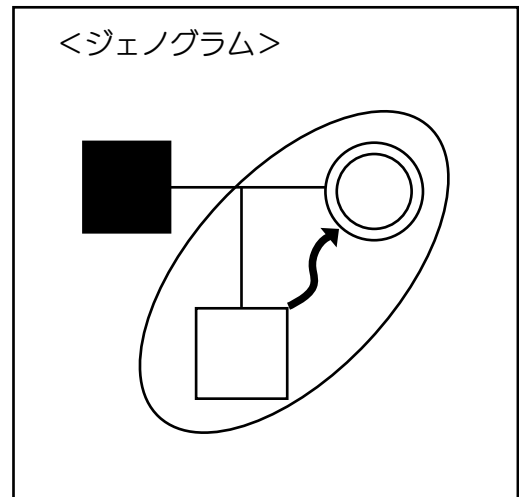
- ・80代女性
- ・要支援2
- ・国民年金受給

### 養護者(虐待者)

- ・長男(60代・同居)

### 本人の住居の状況

- ・本人名義の持家にて2人暮らし



## 2 虐待の状況と市町村の対応

### ① 発見までの経過と虐待の状況

デイサービス利用時、職員が本人の頬に傷があることを発見。体にも痣が複数あり、本人肋骨の痛みも訴えていた。本人に事情を尋ねると、「息子から殴られた。息子には自分が言った事を言わないでほしい。」との申告があった。デイサービス職員はこのまま家に帰ることは危険だと考え、すぐさま地域包括支援センターに通報がされた。

### ② 市町村の対応・判断

デイサービス職員から通報を受け、地域包括職員と市町村職員は情報共有し、通報内容や本人の身体状況、怯えた様子、「家に帰りたくない」という発言から緊急入院することになった。市町村職員が事実確認のため息子と面談を行った。息子は「自分は何もしていない。母親に会わせろ。」と言い、本人への虐待行為については認めなかった。

翌日病院で、地域包括職員が本人と面談を行うと「今までも暴言を吐いたり、暴力はあったが自分が我慢すれば良いと思っていた。」と漏らした。

本人は施設の入所を希望していたので、養護者との分離のため養護老人ホームへの措置を行った。本人が退院後、息子は本人の入院していた病院を見つけ出し、看護師に本人の居場所を問い合わせた。市町村と病院の連携がうまく取れておらず、看護師は「市町村が虐待の認定をしたので、他の場所に移

った」と話してしまった。それを聞いた息子は、市町村に対し「母親をどこに隠した。居場所を教える。」という内容の問合せを何度もしている。

市町村は、現在の状態では本人と息子が面会することは危険と判断し、長男には本人の居場所を秘匿とし、施設管理者との協議の下面会制限をかけることとした。

### ③ 本人と家族の意向

本人は、措置をした先で「このままここで生活を送りたい」と入所を決めた。

息子は、本人がどこにいるのかを様々な関係機関に対し、聞いて回った。市町村に対しても「しっかり説明してほしい。自分は何もしていない」といった内容で度々連絡があった。

### ④ その後の支援経過

本人は施設にて平穏な生活を取り戻したが、息子から市町村に対する「母親はどこに行ったか。自分は虐待などしていない」という内容のクレームは続き、弁護士や警察等へも「市町村に不当な措置をされた」と相談しているとの情報も入った。

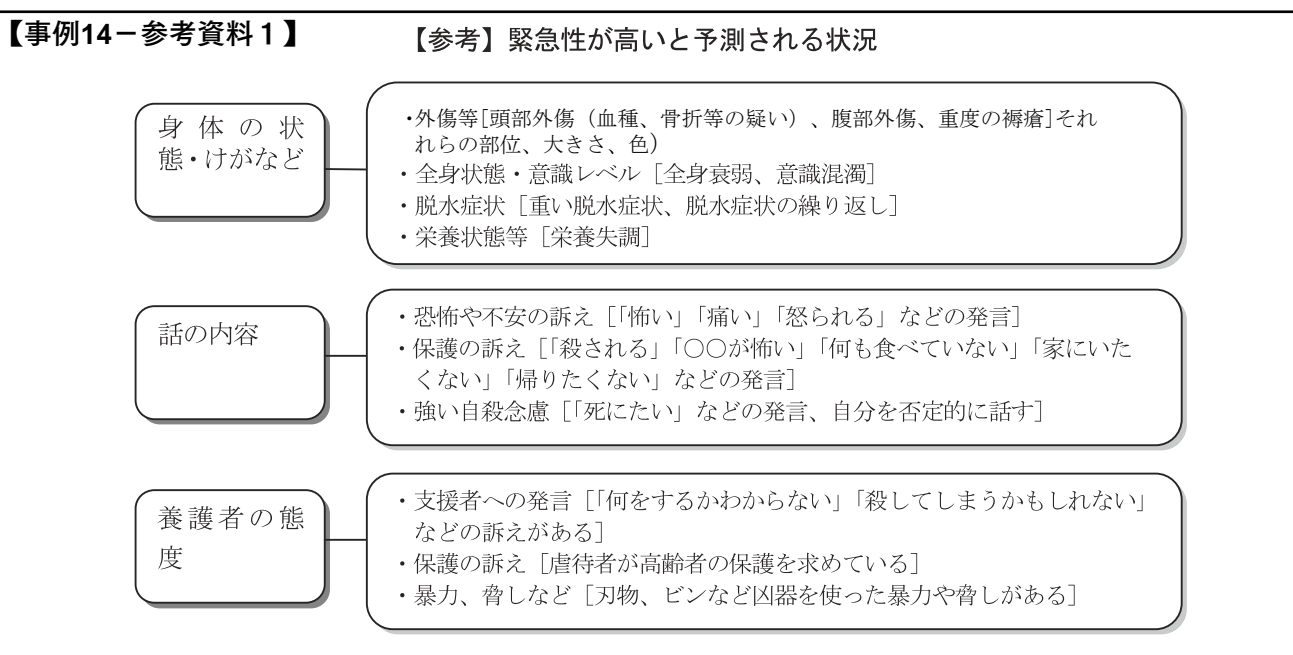
しかし時間経過とともにクレームの頻度も減っていき、また弁護士が本人の後見人に就任し、長男と話し合いを重ねたことにより、現在の状況にも納得した様子を見せている。

## 3 解説

### ① 緊急性の判断

緊急性の判断にあたっては、高齢者や養護者の心身の状況や生活状況、関係性、虐待の程度や頻度など、事実確認による情報整理をもとに、総合的に判断することが重要です。今回のケースでも通報内容や本人の身体的状況、言動から日常的に高齢者に対し暴力が行われている状況が判明し、この状況から「生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある」と市町村は判断し、早急に対応しなければ、さらに状況が悪化する可能性が非常に高くなると考え、緊急保護の対応をしました。

なお、対応方針を決定する上では、「高齢者の生命や身体の安全確保」という目的を明確にしたうえで、事例の状況に応じて検討することが重要になります。



出典：社団法人日本社会福祉士会（2011）「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」中央法規出版 p. 60

## ② やむを得ない事由による措置

今回のケースに関しては、市町村が事実確認を行った上で、本人が養護者から虐待をうけていることが判明したため、本人を虐待者から保護し権利擁護を図るために、養護老人ホームへの措置を行っています。

高齢者虐待防止法第9条第2項においては、通報等の内容や事実確認によって高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるなど、高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図る上で必要がある場合は、適切に老人福祉法第10条の4（居宅サービスの措置）、第11条第1項（養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護委託）の措置を講じることが規定されています。

「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による介護保険サービスを利用することが著しく困難な65歳以上の高齢者に対して、市町村長が職権により介護保険サービスを利用させることができるというものです。

### 【事例14－参考資料2】

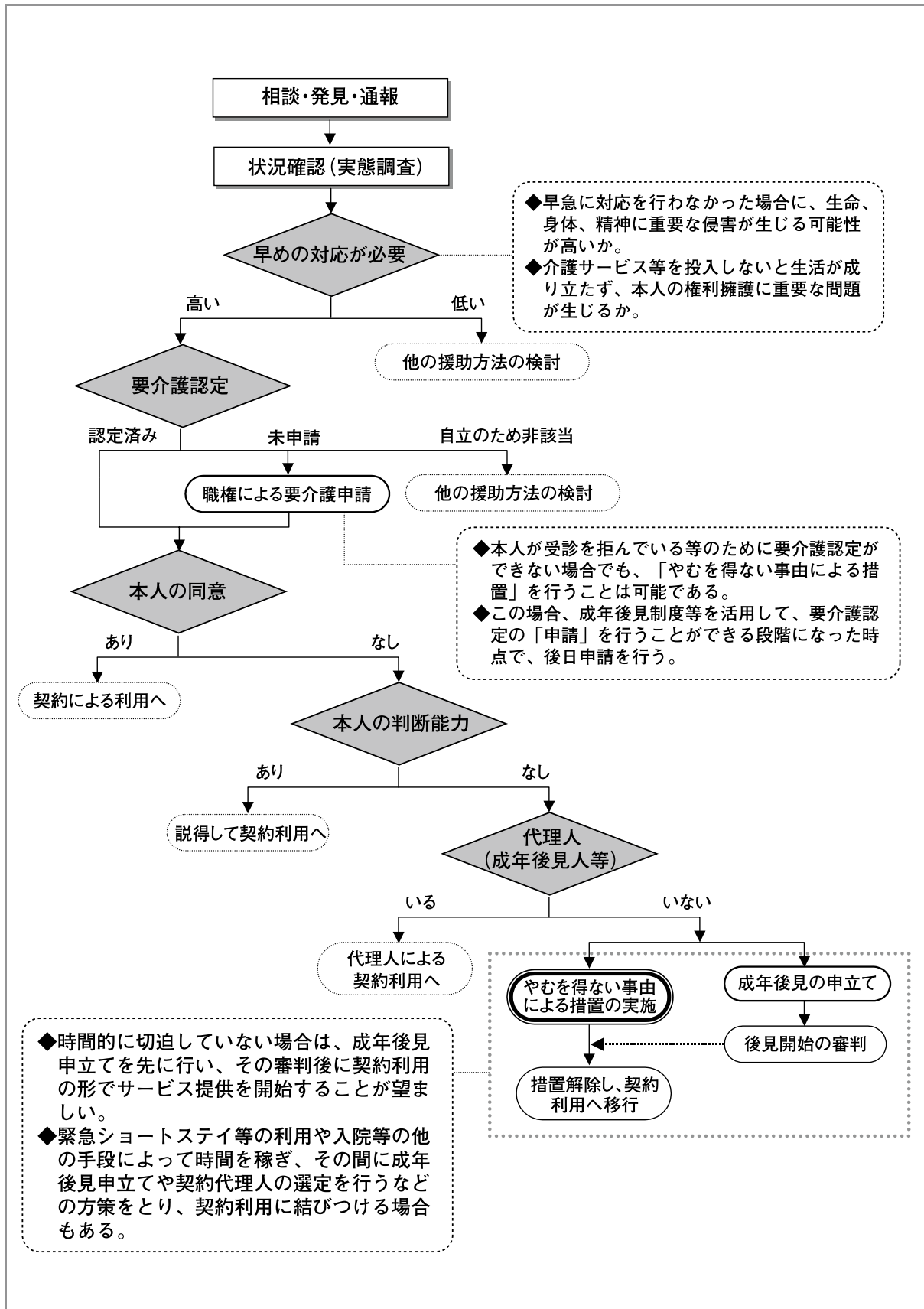
#### やむを得ない事由による措置の活用にあたっての検討視点

視 点	具体的内容（例）
早めの対応が必要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 早急に対応を行わなかった場合に、生命、身体、精神などに重要な侵害が生じる可能性が高い。</li><li>・ 虐待が恒常化しており、軽減もしくは終結する見込みが全く立たない。</li><li>・ 介護・世話の放棄・放任の場合で、介護サービス等を投入しないと本人の生活が成り立たず、本人の権利擁護に重要な問題が生じる。</li></ul>
要介護もしくは要支援状態であるが、入院治療を必要としない	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 身体上又は精神上の障害や疾病、認知症等の理由により、日常生活を営むのに支障があり、支援を要する。</li><li>・ 介護保険の要介護認定に照らして支援を要する。</li><li>・ 入院による治療を必要としない。</li></ul>
介護サービスの契約利用ができない	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本人に判断能力がなく、代理人等もいないため、要介護認定の申請やサービスの契約ができない。</li><li>・ 本人が何らかの理由で要介護認定の申請あるいは介護サービスの利用を拒んでいるが、本人の権利擁護のためには介護サービスの利用が不可欠である。</li></ul>

出典：東京都福祉保健局（2006年発行、2024年一部修正）「高齢者虐待防止に向けた体制構築のために－東京都高齢者虐待対応マニュアル」 p. 216

【事例14—参考資料3】

やむを得ない事由による措置活用の検討フロー（例）



出典：東京都福祉保健局（2006年発行、2024年一部修正）「高齢者虐待防止に向けた体制構築のために—東京都高齢者虐待対応マニュアル—」 p. 217

### ③ 円滑な支援のための関係機関との連携について

今回のケースは、市町村と病院の連携が円滑に行われておらず、看護師が息子に対し、虐待の認定を市町村が行い退院した事を伝えてしまい、息子に混乱を招いてしまいました。

虐待対応の中では、関係機関内で連携をとることがとても重要です。市町村は事実確認の中で集めた情報をもとに、どのような方向性で対応を進めていくか、関係機関内で認識や意識の違いが生じないよう連携・調整を密に行うことが重要です。

また、虐待が起きてしまう前に早期発見し適切な支援を行うためにも、関係機関同士の連携が必要です。日頃から専門機関やサービス事業所が情報交換を行うケースカンファレンスや地域ケア会議のような仕組みを、それぞれの地域で組織し、実質的に機能させ、高齢者虐待防止ネットワークのあり方や運用ルール、個別事例での役割分担などについては、地域の関係者間の理解と合意の下で形成されることが不可欠となります。

### ④ 養護者への支援の視点

高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者による高齢者虐待の防止および養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者および養護者に対して、相談、指導および助言を行うとともに、養護者の負担軽減のため、養護者に対して必要な措置を講じることが規定されています。（第6条、第14条）

養護者への支援は、虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて必要と考える場合に、適切に行うことが求められます。

虐待対応は、決して虐待者を責め、罰するためのものではなく、また高齢者本人と虐待者の分離を行うことだけが目的ではありません。虐待が発生する背景は長期に渡る人間関係によるもの等、様々な状況が絡み合っているものと考えられます。

虐待発生の要因を探り、抱えている問題が解消されるよう支援を進めることが重要です。

## ■ 養護者支援の視点

#### 1) 高齢者と養護者の利害対立への配慮

高齢者虐待対応においては、一人の対応従事者が高齢者、養護者への支援を行った結果、それぞれの利益が対立して根本的な問題の解決ができなくなることを避けることが重要です。そのために、高齢者への支援と養護者への支援は、それぞれ別の対応従事者（チーム）によってなされる必要があります。

#### 2) 虐待の発生要因と関連する課題への支援

家庭内における高齢者虐待は、さまざまな要因によって引き起こされます。養護者が障害や疾患、介護負担や生活上の課題を抱えており、それが虐待の要因になっているにも関わらず必要な支援に結びついていないような場合には、虐待を解消させるために養護者支援に取り組むこととなります。

#### 3) 養護者支援機関へのつなぎ

養護者が虐待発生の要因と直接関係しない疾患や障害、生活上の課題を抱えている場合や、虐待が解消した後に養護者が引き続きこれらの課題を抱えている場合は、適切な機関に繋ぎ、支援が開始されるように働きかけを行うことが重要です。

出典：社団法人日本社会福祉士会（2011）「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」中央法規出版 p.15

## 家族支援のポイント

### 1 多面的な介入を図る

- ・家族支援に当たっては、介護や高齢者相談など高齢者福祉の枠組みの中だけではなく、精神保健や生活保護、障害福祉、児童福祉などと連携し、多面的に介入を図っていくことが必要である。
- ・家族がうつ状態に陥っていたり、頑張りすぎて疲弊しないように、また、高齢者本人の要介護や認知症等の状態を受容できるよう、カウンセリング等の技法を用いた支援も必要である。

### 2 本人支援を担当する人と、虐待者への支援を担当する人を分ける

- ・本人支援を主としている人が虐待者に対応すると、どうしても虐待者を責める対応になってしまう場合がある。本人と虐待者のそれぞれの立場から物事を捉え、考えられるように、それぞれに担当を分ける。
- ・本人を支援する立場と、虐待者に対応して支援する立場とで、かかわりの役割分担をする。本人支援の立場からは虐待者に対して厳しいことも言うが、虐待者に対応する立場の人は虐待者の立場に立って思いを受けとめるなど。

### 3 長期的な観点から家族全体への影響を考慮して支援方針を決定する

- ・保護・分離などを行う場合には、本人支援が終わった後に残された家族を誰がどのようにフォローしていくかが課題となる。残された家族への影響、家族のその後の生活のことも考慮して支援方針を決定し、早期から関係機関を入れていく必要がある。

### 4 振り回されないように支援者間で情報交換、共通対応方針の徹底を

- ・虐待者等家族の中には、支援者間の対立をあおるような言動をするなどして、支援者同士の連携に混乱を引き起こすタイプの人もある。虐待者等に振り回されないように、支援者同士きちんと情報交換、事実確認をし、共通した対応方針を確認して徹底していくことが必要である。

出典：東京都福祉保健局（2006年発行、2024年一部修正）「高齢者虐待防止に向けた体制構築のために—東京都高齢者虐待対応マニュアル—」 p. 201

#### 【参考文献】

- 解説①…社団法人日本社会福祉士会（2011）「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」中央法規出版 p. 60, p. 73
- 解説②…厚生労働省（2022）「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」 p. 71
- 解説③…北海道（2006）「北海道高齢者虐待対応支援マニュアル」 pp. 9-13
- 解説④…社団法人日本社会福祉士会（2011）「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」中央法規出版 pp. 14-15